

第Ⅳ章 実現に向けて

1. まちづくり推進の基本的な考え方

本都市計画マスタープランは、将来の都市計画及びまちづくりのための基本的な指針であり、今後、本指針に基づき、まちづくりの将来像である「緑豊かで心豊かな 子どもの歓声がきこえるまち」を目指すとともに、4つの基本理念である『平群谷の豊かな緑に包まれて暮らすまち平群』『地域資源が産業の活性と未来の希望をつなぐまち平群』『子どもの歓声がきこえ、住み続けたいと実感できるまち平群』『人と人がつながる心豊かなまち平群』を実現するため、効率的・効果的なまちづくりの推進を図っていきます。

まちづくりに際しては、都市計画の決定・変更、都市計画事業の実施など、都市計画関連施策の推進を図るとともに、民間開発等の適切な規制誘導、地域のまちづくりに関する各種のルールづくりなど、ハード・ソフト両面にわたる総合的な施策の推進を図っていきます。

また、住民（事業者含む）との連携・協力を図りつつ、住民と行政の協働のもと、住民の創意工夫や活力を活かし、まちの主役である住民の満足度に各種施策が有効に結びついていくような、ともに考え、ともに実践する、効率的・効果的なまちづくりの推進を図ります。

さらには、国・県・隣接市町との広域連携の推進を図るとともに、町内部の総合的な連携を図り、有効にまちづくりを進めます。

2.都市計画マスタープランに基づく庁内推進体制の充実

①効果的・重点的なまちづくりの取り組み推進

個性的で魅力あふれるまちの実現を図るため、将来像・基本理念・基本方針の実現に効果の高い施策について、住民意向や、住民・事業者等が主体的に実施する協働の施策・事業の熟度を踏まえつつ、重点的かつ効果的に推進していきます。

施策の実施に際しては、総合計画も踏まえた実施計画の検討・調整を全庁的に図りつつ、必要に応じた計画の事業化検討・精査も含めて、有効な重点施策の抽出・選定と実施につなげていきます。

また、重点施策の実施に伴う町民満足度の確認を定期的に行い、施策の評価と本計画の点検・見直しに活かしていきます。

また、特に、既存の公共施設・地域資源等を活用しつつ、最小の公共投資で最大の効果が生まれるような取り組みを重視していきます。

②庁内推進体制の充実

都市計画マスタープランに基づく施策の実施状況について、定期的なモニタリングと横断的な調整を図り、有効な進行管理と施策の実現を図るため、横断的な調整会議等の開催を継続的に実施するとともに、部門別計画との調整や部門別事業間の調整を行い、整合を図りながら総合的かつ効果的なまちづくりを推進します。

③都市計画マスタープランの点検と見直し

都市計画マスタープランは、長期的な視点に立つ都市計画の基本的な方針であり、社会・経済情勢やまちづくりに関する施策等が大きく変化した場合には、点検を行い、必要に応じて計画の見直しを行います。

3.住民参加のまちづくり

①まちづくりに関する広報・公聴活動の推進

まちづくりや都市計画に関する住民ニーズを把握し、有効な施策展開に活かしていくため、住民のまちの環境や施策への評価も含めた住民意向把握を行うアンケート調査や町政モニター、タウンミーティング等の継続的な取り組みを推進します。

また、まちづくりや都市計画に関する理解・関心の醸成や、優良なまちづくり活動の活性化につながるような、各種の町政・計画情報や、まちづくり支援制度等の紹介、優良活動・事例の紹介など、積極的な情報発信に努めます。

②まちづくり学習機会の拡充

専門家等による講演・講習会の開催や事例の紹介、まちづくりシンポジウム等のイベント開催、まち歩き・まち探検、ウォーキングラリー等の地域を知る交流イベントなど、住民の主体的なまちづくり活動を支援し、学習機会の拡充を推進します。

③まちづくりに関する相談窓口機能の充実

住民や事業者のまちづくりに関する主体的な活動について、情報提供や意向把握、助成や勉強会開催等の支援など、総合的かつ適切な支援と対応を図るため、町役場における相談窓口機能の充実と、庁内連携体制の強化を図ります。

④まちづくり活動に対する支援の充実

住民が主体的に地区のルールづくりや計画検討、及び具体的なまちづくり活動や事業を行うに際して、アドバイスや情報の提供、専門家の派遣、NPOや住民団体等への支援、都市計画制度（地区計画、建築協定、緑地協定、景観協定、都市計画提案制度など）等の各種支援制度の紹介と活用促進、実現化の調整、大学等の関連公共機関との連携調整など、総合的な観点から住民主体のまちづくりを支え、推進する体制の強化を図ります。

また、住民団体などが自主・自発的に提案・実施する公益的な「住民企画提案事業」、とりわけ、「まちの環境の魅力化・個性化」や「まちづくりを通じたコミュニティやにぎわいの強化」につながるような積極的かつ創意工夫あふれる取り組みに対して、支援するような制度の検討を図ります。

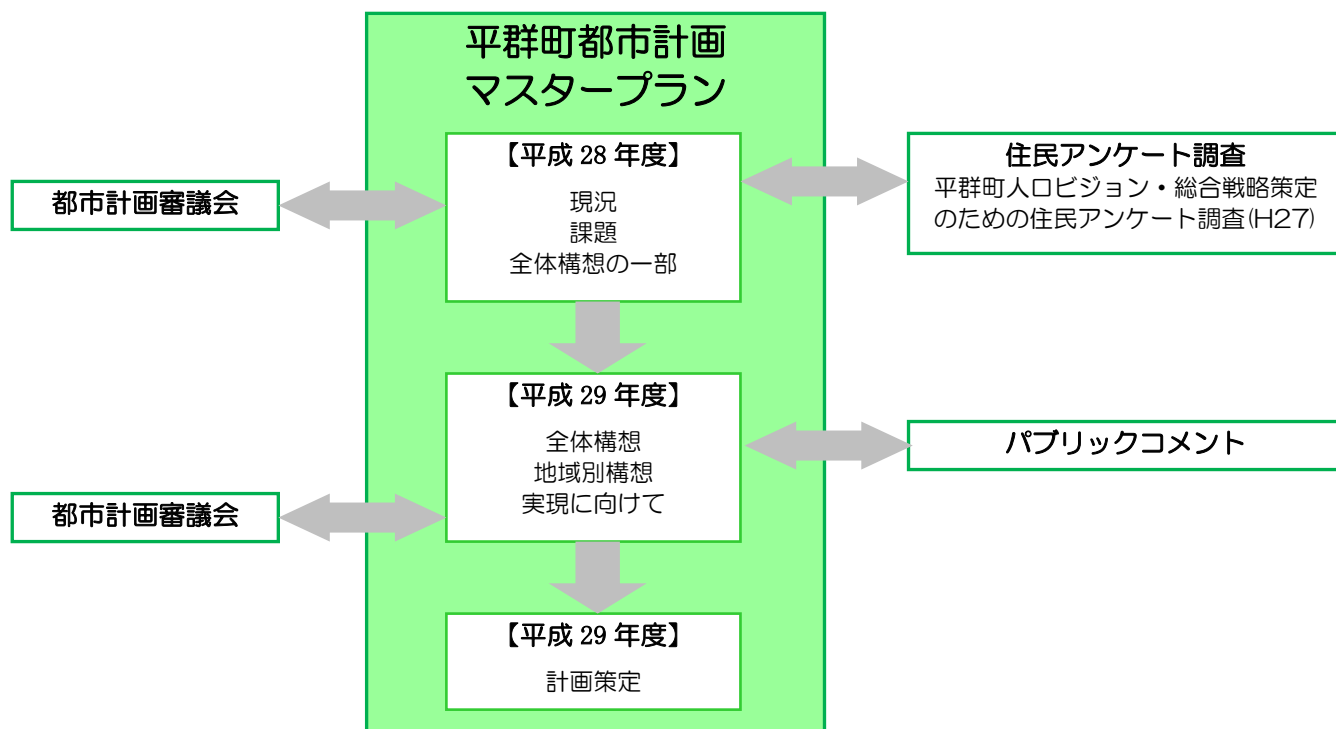
⑤公共施設の維持や利活用促進

公園・道路・河川・公共施設等について、適切な維持管理、良好な景観形成、住民に利用され親しまれる公共施設の環境づくりをめざし、公共施設の維持（清掃など）や利活用促進（景観形成等への自主的な取り組み、利活用イベント等に関する企画運営など）を図ります。

□計画策定の経緯

本計画の策定に際しては、住民アンケート調査等により、広く町民の意見・要望等を踏まえながら、「都市計画審議会」を中心に、議論を重ね、検討を行ってきたものです。

計画策定の経緯は、以下のとおりです。



□用語解説

あ行

アメニティ

心地よさ、快適さ、快適性。

NPO(Nonprofit Organization)

非営利団体・組織。日本では住民が主体となって社会的な活動を行っている民間の非営利団体を指すことが多い。なおNPO法人(特定非営利活動法人)は、NPOのうち「特定非営利活動促進法」に基づき、都道府県または国の認証を受けた団体。

か行

開発許可

「都市計画法」に基づき、一定規模以上の造成など土地の改変を行う際に必要な許可制度。

既成市街地

一般的には、既に一定密度以上の市街地が形成されている地域をいう。「都市計画法」では、人口密度が40人/ha以上の地区が連担し、人口が3,000人以上の地域をいう。

休耕田

稲作が行われていない水田。

近郊緑地保全区域

無秩序な市街化の防止、住民の健全な心身の保持・増進、公害や災害の防止、文化財や緑地など観光資源の保全等を目的として、「近畿圏の保全区域の整備に関する法律」に基づき指定される区域。

区域区分

無秩序な市街化を防止し、計画的に市街化を進めるため、都市計画法に基づき、都市計画区域を「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分する制度。

グリーンツーリズム

緑豊かな農山漁村に滞在し、その地域の自然・文化・生活・人々と触れ、体験を楽しむ余暇活動。

景観協定

良好な景観の形成を目的として、「景観法」に基づき、土地所有者等の合意形成によって締結される協定。建築物の形態意匠、緑地保全、緑化、屋外広告物などの基準を設けることができる。

建築協定

良質な住環境の形成を目的として、「建築基

準法」に基づき、原則として関係者全ての合意によって締結される協定。建築物の位置や用途、意匠などについて、「建築基準法」で一律に定められた最低限の基準以上の基準を設けることができる。

公共施設等総合管理計画

公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するために定める計画

国土利用計画

自然・社会・経済など様々な条件を考慮しながら、総合的・長期的な視点に立って、公共の福祉の優先、自然環境の保全が計られた国土の有効利用を図ることを目的として、「国土利用計画法」に基づき定める計画。

国立公園

国立公園に準じた優れた自然の風景地であって、「自然公園法」に基づき環境大臣が指定する区域。

コミュニティ

同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済などにおいて深く結びついている社会のこと。地域社会、共同体のこと。

コミュニティバス

民間路線が参入困難な地域の公共交通確保など、地域の必要目的に応じて運行する乗合バスのこと。

さ行

再生可能エネルギー

太陽光、風力など、一度利用しても比較的短期間に再生し、資源が枯渇しないエネルギーのこと。二酸化炭素の排出が少ないため、地球温暖化対策に有効であるとされている。

里親(アドプト)制度

地域住民等が中心となって、道路、公園などの公共施設を行政や管理主体と協力して保守管理すること。

市街化区域

既に市街地を形成している、および概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。「都市計画法」に基づき指定する。

市街化調整区域

区域区分により設定された、市街化を抑制すべき区域。

自主防災組織

町内会・自治会・管理組合などを単位に構成される防災組織。

指定管理者制度

「地方自治法」に基づき、公の施設に関する管理権限を民間に委託する制度。民間能力の活用により、効率的な管理運営と住民サービスの向上が期待される。

人口集中地区(DID)

人口密度が 4,000 人/k m²以上となる基本単位区が互いに隣接して人口が 5,000 人以上となる地区。国勢調査によって設定される統計上の地区。

人口ビジョン

人口の現状及び将来展望を示したもの。地方創生や人口減少抑制を目的として策定する「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と併せて策定する。

総合計画

地方自治体が策定する行政運営の総合的な指針となる計画。

た行

タウンミーティング

地域の住民が集まり、地域の政策などを話し合う対話型集会のこと。日本では、行政と住民との間で行われる意見交換の場を指すことが多い。

宅地造成等規制法

宅地造成に伴うがけ崩れや土砂流出などの災害を防止するために必要な規制を行う法律。

地区計画

良好な住環境を整備・保全することを目的として、「都市計画法」に基づき、土地所有者等の合意形成によって定める計画。地区の特性に応じて、公園・街路など地区施設の配置、建築物の用途・敷地・形態等の基準を設けることができる。

地方分権一括法

正式には「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」という。地方の自主裁量を高めることにより、地域特性に応じた自治を推進することを目的に制定された法律。

低炭素社会

地球温暖化の原因とされる二酸化炭素の排出を大幅に削減することを目指した社会システム。

低・未利用地

長期間に渡り適正な利用が図られていない「未利用地」と、周辺地域の利用状況に比べて利用の程度（利用頻度、管理状況、整備水準など）が低い「低利用地」の総称。具体例として、「未利用地」は空き地、空き家など、「低利用

地」は資材置き場や青空駐車場などがある。

都市機能

商業・業務、行政、教育、医療福祉など、都市が有する機能のこと。

都市計画区域マスタープラン

都市計画法第 6 条の 2 に規定する「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のこと。都道府県が広域的な視点に立ち、区域区分をはじめとした都市計画の基本的な方針を定める。

都市計画提案制度

一定の規模以上の区域において、土地所有者等の 2/3 以上の同意などの条件を満たすことにより、都市計画の決定や変更の提案ができる制度。

都市計画マスタープラン

都市計画法第 18 条の 2 に規定する「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。市町村が長期的な展望に立ち、都市の将来像を定め、これを実現するために必要な土地利用や都市施設等の方針を明らかにするもの。

都市施設

道路や公園、下水道など、円滑な都市活動を支え、市民生活の利便性向上や良好な都市環境を確保する上で必要な施設のこと。

土地区画整理事業

道路・公園など公共施設を整備・改善し、併せて土地の区画を整え宅地の利用を増進するために実施される事業。地権者から提供（減歩）された土地を公共用地に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる。

な行

二地域住居

二つの地域に生活拠点を設けること。主に都市と農山漁村を往来する生活を指す。

農地転用

農地を農地以外の土地とすること。

は行

バリアフリー

高齢者や障がい者などが社会生活を送る上で、物理的、社会的、制度的、心理的及び情報面の障壁（バリア）を取り除こうという考え方。

PFI(Private Finance Initiative)

良質かつ低廉な公共サービスの提供を目的として、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営などに民間の資金と能力を活用する新たな手法。

PPP(Public Private Partnership)

公民が連携して公共サービスの提供を行う仕組みのこと。PFI は PPP の代表的な手法。

福祉タクシー

道路運送法に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業を営む者で、一般タクシー事業者が福祉自動車を使用して行う運送や、障がい者等の運送に業務範囲を限定した許可を受けたタクシー事業者が行う運送のこと。

ま行

まち・ひと・しごと創生総合戦略

「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、人口ビジョンの達成に向けた政策目標や施策の基本方針、具体施策を定める計画。

まちづくりファンド

個人、企業及び行政などが資金を拠出してファンド（基金等）を組織し、まちづくりに係る活動や事業に資金を提供する仕組みのこと。

や行

遊休農地

耕作されずに放置された農地であって、引き続き耕作される見込みがない農地。または耕作されていたとしても農地利用の程度が著しく劣っていると認められる農地。

ユニバーサルデザイン

障がいの有無、年齢、性別などにかかわらず、全ての人にとって利用しやすい都市や生活環境をデザインするという考え方。

用途地域

土地の適正や利用を図ることを目的として、「都市計画法」に基づき定める地域地区。住居・商業・工業系など13種類の地域に土地利用を区分し、建築物の用途や建ぺい率などの制限を設けている。

ら行

ライフライン

エネルギー施設、水供給施設、交通施設、情報施設など、現代人が日常生活を送る上で必須のインフラ設備をいう。

リニア中央新幹線

東京～大阪間を時速 500km の超電導磁気浮上式リニアモーターカーによって結ぶ新幹線のこと。

緑地協定

良質な住環境の形成を目的として、「都市緑地法」に基づき、原則として関係者全ての合意

によって締結される協定。緑地の保全又は緑化に関する基準を設けることができる。

6 次産業化

農業や水産業などの第 1 次産業が食品加工（第 2 次産業）、流通販売（第 3 次産業）にも多角的に展開している経営形態を表す。

【改訂版】
平群町都市計画マスタープラン

平成 30 年 3 月
平群町 都市建設課
〒636－8585 奈良県生駒郡平群町吉新 1 丁目 1 番 1 号
TEL : 0745-45-2077 FAX : 0745-45-0211
Mail : kensetsu@town.heguri.nara.jp